

コンタクトレンズ検査料に関する施設基準の掲示

- ・初診料：291点
- ・再診料：75点
- ・当院で過去に【コンタクトレンズ検査料】が算定されている場合には、再診料となります。
- ・検査料の区分：コンタクトレンズ検査料1
- ・検査料の点数：200点
- ・診療医の氏名：弓山あづさ
- ・眼科診療経験：10年以上有する

上記について、ご不明な点は職員までお尋ねください。

※コンタクトレンズ検査料は、平成18年4月1日から制定されました。

豊岡台病院 病院長